

明石市立勤労福祉会館等の指定管理者候補者について

地方自治法、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び明石市勤労福祉会館条例等に基づき、「公の施設」である明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター（以下、「勤労福祉会館等」という。）について、令和5年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、次のとおり、指定管理者の指定に係る手続を進め、指定管理者候補者を選定した。

なお、指定管理者の指定に際しては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下は、指定をする前段階としての“選定”結果である。

1 指定管理対象施設及び指定期間

- (1) 名 称 明石市勤労福祉会館等
- (2) 所 在 地 明石市相生町2丁目7番12号 ほか
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

2 指定管理者候補者

- (1) 団 体 名 日本環境マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役 片山 安茂
- (2) 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

3 指定管理者が行う業務

- (1) 各館の設置目的に沿った事業に関する業務
- (2) 勤労福祉会館等の利用及びその制限に関する業務
- (3) 勤労福祉会館等の使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務
- (4) 勤労福祉会館等の維持管理に関する業務
- (5) その他、勤労福祉会館等の管理運営に必要な業務

4 指定管理者の指定までの手続

- (1) 指定管理者の公募 令和4年8月5日 募集要項の公表
明石市ホームページ
- (2) 募集期間 令和4年8月5日～9月20日
- (3) 応募者説明会 令和4年8月23日 参加団体数3団体
- (4) 申請書配布期間 令和4年8月5日～8月18日
- (5) 申請受付期間 令和4年9月9日～9月20日
応募申請 1団体
- (6) 選定委員会 1回目 令和4年7月27日
2回目 令和4年10月24日
- (7) 選定結果通知発送 令和4年11月中旬
- (8) 指定議案 令和4年12月市議会上程
- (9) 指定の通知 令和4年12月
- (10) 協定の締結 令和5年1月～3月
- (11) 指定管理者制度開始 令和5年4月1日

5 応募団体

募集期間終了までに次の応募団体から申請書の提出があった。

No.	企業名・団体名	所在地	主たる業種
1	日本環境マネジメント株式会社	埼玉県 さいたま市	指定管理事業、ビル総合管理事業等

6 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の方法

応募団体の選考に当たっては、勤労福祉会館等指定管理者候補者選定委員会を設置し、4人の委員（学識経験者1名、公認会計士1名、利用者代表2名）を委嘱し、委員が各応募団体の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づいて審査を実施した。

申請団体の評価を行い、各選定委員の評価点を合計し判定した結果、上記の団体を市長へ推薦した。

この選定委員会からの推薦を受けて、市長が指定管理者候補者として選定した。

(2) 審査の基準

審査に当たっては、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める審査の基準を基に、評価項目及びその配点を設定し評価を行った。

評 価 項 目		評 価
提 案 内 容	1 管理運営に関すること（運営方針、運営体制、事業計画等）	70点
	2 収支に関すること（収支計画）	5点
	3 団体に関すること（経営規模・経営能力）	15点
提 案 価 格		10点
評 価 点 合 計		100点

総合評価点 400点（100点×選定委員4人）

7 審査結果の概要

選定委員会による審査の結果は、別紙「指定管理者審査結果一覧表」のとおり。

最も評価点の高かった次の団体を、選定委員会から市長へ推薦し、市長が指定管理者候補者として選定した。

指定管理者候補者審査結果一覧表（明石市立勤労福祉会館等）

評価 順位	団体名	総合評価点 (400点満点)	総 合 評 価
1	日本環境 マネジメント 株式会社	340点	・実績のある事業者であり安心して任せられる提案であった。 ・施設の管理業務について経験が豊富であり、実績に基づく提案がなされており、引き続き安定した維持管理が期待できる。 ・地域との連携や協力に対する考えが示されており、子どもの利用に対する取組についても安心できる提案が示された。 ・実施した事業の成果報告について、具体的な数値を盛り込むことで可視化を意識してもらいたい。 ・次期の5年間において、稼働率、施設の認知度の向上に資する活動を積極的に行うことを期待する。